

**「すでに稼働している事業に関する第 36 条(1)および(2)
による権利恩典の使用についての措置方法を定める」**

2003年

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的にジェトロバンコクセンターが作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

(非公式翻訳)
投資奨励委員会事務局 告示
P - 8 / 仏暦 2546 年(2003 年)

件名 **すでに稼働している事業に関する第 36 条(1)および(2)による権利恩典の使用についての措置方法を定める**

仏暦 2546 年(2003 年)7 月 10 日付け第 3 号 / 2546 件名 第 36 条(1)および(2)による権利恩典を付与したすでに稼働している事業に対する奨励について、権利恩典の使用を明確にし、かつ同一の指針とするために、仏暦 2520 年(1977 年)投資奨励法第 13 条および第 16 条の権限により、事務局は、投資奨励委員会から権限の委譲を受け、すでに稼働している事業に関する第 36 条(1)および(2)による権利恩典の使用に際しての措置方法を定める告示を發布する。以下による。

1. 被奨励者(奨励を受けた者)は、一つの方法による、すなわち事務局の 36 条による、保税倉庫、あるいは第 19 条付則による、原材料および副資材にかかる権利恩典の使用を選択しなくてはならない。
2. 生産フォーミュラーの設定あるいは最高ストックの分量計算を行う場合には、原材料あるいは副資材の輸入の前に、原材料あるいは副資材の帳簿を提出しなくてはならず、事務局の同意を受けた団体および機関の検査および同意を経た原材料および副資材の帳簿(リスト)を明確にする文書および証拠を同時に添付提出する。以下による。
 - 2.1 生産される製品の種類
 - 2.2 生産方法
 - 2.3 生産単位に対する原材料および副資材の一覧のリストおよび使用量を示す生産フォーミュラー、生産工程で失われる数量を合計したもの。
 - 2.4 顧客の購入注文量による 1 年毎の輸出すると思われる製品の量
 - 2.5 種類ごとの原材料および副資材の一覧のリストと最高ストック量
 - 2.6 リスト毎の原材料および副資材の使用の説明
 - 2.7 原材料と副資材、および事務局の同意を受けた団体および機関が定めている生産による製品のサンプルあるいは写真
 - 2.8 事務局の同意を受けた団体および機関が定めている文書あるいは証拠
3. 生産フォーミュラーを使用しない輸入の場合
 - 3.1 被奨励者は、事務局の同意を受けた団体および機関の検査および同意を経た原材料と副資材のリストおよび数量を最高ストックを提出しなくてはならない。
 - 3.2 被奨励者は、以下の管理文書を有する正確で、いつでも検査可能な残高管理システムを整備しなくてはならない。
 - 3.2.1 原材料と副資材の納入書
 - 3.2.2 生産フォーミュラー
 - 3.2.3 生産指令書
 - 3.2.4 原材料と副資材の引き出し書
 - 3.2.5 原材料および副資材の種類ごとに分けた輸入による原材料および副資材の管理帳簿報告
 - 3.2.6 完成商品管理帳簿
 - 3.2.7 事務局の同意を受けた団体および機関の規定するその他文書

4. 原材料と副資材の通関指示書の許可申請
- 4.1 被奨励者は、投資クラブあるいは事務局が同意を与えた団体の通関指示書を使用し、原材料あるいは副資材のカットストックを行わなくてはならない。
- 4.2 許可を受けた帳簿により輸入した原材料および副資材に関し、輸入関税の免除許可の申請を希望するものは、以下のように実施しなくてはならない。
- 4.2.1 投資クラブへ提出する文書の作成、以下の書類を添付する。
- 4.2.1.1 Invoice のコピー
- 4.2.1.2 Packing List のコピー (有る場合)
- 4.2.1.3 権利恩典の開始日を証明する文書 (第 1 回目の通関指示のために)
- 4.2.1.4 投資クラブが定めたデータシート
- 前述の文書に関しては、社印が必要であり、その権限者あるいはその代理権者に、その全てのコピーに署名保証をさせるものとする。
- 4.2.2 被奨励者は、ファックスによる 4.2.1 項の文書コピーの送付と合わせ、MODEM を通してのデータ送付利用を選択することができる。
- 4.2.3 事務局は許可を受けたリストおよびストック量により、その回ごとに輸入する原材料および副資材の輸入関税の免除許可を検討し、関税局に対する関税免除の許可を示す文書を用意する。以下による。
- 4.2.3.1 全量輸出する製造事業の場合には、許可を受けた最高ストック量を超えない、輸入した量を合計に対し、輸入関税の免除を許可する。
- 4.2.3.2 全量輸出する製造事業でない場合には、輸出用の生産に使用する部分に対して、その回毎に許可総量を考慮して、輸入関税の免除を許可する。それらは、合計した時に、許可を受けた最高ストック量を超えないものとする。
5. 36 条による権利の使用
- 当該税の免除を受けた原材料および副資材は、輸出用にのみ使用されなくてはならず、前述の原材料および副資材から生産した製品を国内で販売する場合には、国内での販売計画を事務局に通知し、製品製造に使用する原材料および副資材のリストおよび数量を示すものとする。
6. 原材料と副資材のカットストックの申請
- 被奨励者が製品を製造し外国へ輸出した時には、輸出してから 3 ヶ月以内に原材料および副資材のカットストックの許可申請を提出しなくてはならない。以下の処置をとらなくてはならない。
- 6.1 生産フォーミュラーを作っている場合には、投資奨励委員会事務局が定めた輸出のために輸入した原材料および物のカットストックの原則および方法により処置するものとする。
- コンピューターによるカットストックを使用する者は、データシートを送付させるものとする。
- 6.2 生産フォーミュラーを作っていない場合には、投資委員会事務局あるいは投

資クラブに文書を提出させるものとし、以下からなる文書を添付する。

- 6.2.1 生産フォーミュラーの写し
 - 6.2.2 輸出証明書
 - 6.2.3 Invoice
 - 6.2.4 Packing List (有る場合)
 - 6.2.5 原材料および副資材の書類ごとにわけ、輸入した原材および副資材の管理帳簿の報告
 - 6.2.6 事務局が同意を与えた団体あるいは機関が規定した其の他の文書あるいは証拠
7. 期限延長の申請
投資被奨励者は、権利恩典を受けた期間の最終日前に原材料および副資材の輸入期間の延長申請文書をつくることができる。
8. 権利恩典を受けた期間が尽きた時の措置事項
- 8.1 原材料および副資材の輸入期限が尽きた時には、被奨励者は、工場の余剰の原材料および副資材検査のために権利恩典を受けた期限の最終日の原材料および副資材の使用報告を作らなくてはならず、あわせて、事務局に通知するものとする。これらに関しては、輸入した原材料および副資材であり、権利恩典を受けた期限の最終日から数えて1年以内に生産および輸出しなくてはならない輸入関税免除を受けた財であるが、輸入してから1年以内に輸出しなくてはならない。
 - 8.2 被奨励者は、権利恩典の使用期限の最終日から数えて1年以内に、原材料カットストックおよび帳簿を閉じる許可申請のために輸出文書を提出しなくてはならない。被奨励者が、規定期限内に輸出することができず、権利恩典の使用期限の最終日から数えて1年を満了した時に、事務局に対して輸出文書を整えることが示すことができない場合には、被奨励者は、輸入した日の条件による残余部分の原材料および副資材の輸入関税を支払わなくてはならない。
9. 輸出に際して、関税局は、局が定めた方法規定によりサンプルを抜き出し、あわせて、事務局に検査させるために送付する。被奨励者がカットストックの申請の件を提出した時に、15日以内にサンプルの返却の申請をしなくてはならない。それが完了しない場合には、事務局は、以後適当と見るところに従い処置をとる。

仏暦 2546 年 8 月 11 日に告示する。

ソムボン・ワナパー
投資委員会事務局長官

この翻訳は、告示日 2003 年 8 月 11 日付の投資委員会事務局告示 P-8 / 仏暦 2546 年の翻訳であるが、利用に当たっては、タイ語による原本に依拠されるようお願いいたします。